

町有財産を条件付一般競争入札により売り払います

今後、町が行政目的で活用する見込みがない財産を「条件付一般競争入札」の方法で売却します。入札参加を希望する場合は、実施要領に基づいて手続きを行ってください。

- 参加申込期間 令和6年2月1日(木)～令和6年2月22日(木)
- 日時 令和6年3月1日(金) 午前10時開始
- 場所 南関町役場2階 大会議室2
- 保証金 予定価格の100分の5以上の額を入札保証金として指定日までに納付してください。
なお、保証金は入札後にお戻しします。
- 条件 「戸建住宅用地」または、「集合住宅用地」に供すること。



※実施要領は、総務課で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。



売り払い物件

| 物件番号 | 所在地 | 種目 | 数量(m ²) | 予定価格 |
|------|--------------------------------------|----|---------------------|------------|
| 5-1 | 南関町大字関町字町屋敷1209番地1 (旧南関高校教職員住宅跡地) | 宅地 | 524.70 | 4,880,000円 |

☎ 総務課 管理契約係 ☎53-8500

亡くなった人の名前のままの土地・家屋はありませんか？

毎年お送りしている固定資産税の納税通知書に、亡くなった人の名前が載ったままになっていませんか？

相続登記が済むまでは亡くなった人の名前を載せて納税通知書をお送りしています(「故人の氏名」様分と併記)。令和6年4月以降、相続登記の申請の義務化が決まっているため、相続人のお早目の話合いをお願いします。

また、固定資産税には土地・家屋の課税標準額がそれぞれ一定額に満たない場合課税されない仕組み(免税点という制度)があります。そのため土地・家屋をお持ちでも、納税通知書を送付しない場合があります。相続人が、亡くなった人の名義の土地・家屋が町内にあるかどうかを確認したい場合は、税務住民課 固定資産税係までお尋ねください。

☎ 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

- 令和6年4月よりも前に発生した相続も対象です。
- 早めに相続登記を済ませましょう。
- 今なら相続登記の免税措置が拡大されています。
- 相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- 弁護士・司法書士など相続・登記の専門家への相談もご検討ください。



☎ 熊本地方法務局不動産登記部門 ☎096-364-2145(音声案内2番)
玉名支局 ☎0968-72-2347(音声案内2番)

令和6年 南関町消防出初式

- とき 1月13日(土)
午前8時から
- ところ 南関町防災広場
- 内容
 - ❖第一会場 式典(南関町防災広場)
 - ❖第二会場 一斉放水、標的落とし、放水合戦(関川河畔 ※ビッグオーク横)
 - ❖第三会場 表彰式等(南関町役場駐車場)



☎ 総務課 消防交通係 ☎57-8500

令和5年度 第8回 教育委員会定例会

令和5年11月10日、「令和5年度第8回教育委員会定例会」を開催しました。

(議事内容)

- 経過報告と今後の行事予定
- 管内教育長会議について
- 当面する教育上の諸問題について
 - 特別な支援を必要とする(いじめ・不登校、問題行動等を含む)子どもへの対応状況について
 - 異動事務について
 - 町の学力調査について
 - 教育事務所学校訪問について
- その他

議事詳細については議事録を開示しますので、教育課学校教育係までご連絡ください。また、教育委員会は傍聴することができます。

☎ 教育課 学校教育係 ☎53-0201

20歳になったら国民年金



国民年金は、老後やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようと、作られた仕組みです。具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が運営するため安定し、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持していた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続きなどについては玉名年金事務所、または役場税務住民課へお問い合わせください。

☎ 玉名年金事務所 ☎74-1612 ☎ 税務住民課 住民係 ☎57-8502